南相馬市営墓地使用者の皆さまへ

市営墓地の使用内容に異動があった場合は、次のような手続き等が必要です。

手続きや届出の際は、お手元の「市営墓地使用許可証」もご提出願います。

異　動　の　内　容	必 要 な 手 続 き	手続
① 墓地使用者が亡くなった	使用権承継申請	【A】
② 墓地使用者の名義を変更したい	使用権承継申請	【A】
③ 使用区画に遺骨等を埋葬したい	埋葬届出書	【B】
④ 改葬を行いたい	（生活環境課へご相談ください） 埋葬証明書の作成 埋（改）葬・分骨届出書の作成 改葬許可申請書の作成 改葬許可証の交付	【C】
⑤ 市営墓地から他の墓地に遺骨等を分骨したい	分骨届出	【D】
⑥ 墓石等の設置・改修を行う場合	一時使用許可申請	【E】
⑦ 市に使用区画を返還したい場合	市営墓地使用場所返還届	【F】
⑧ 住所・本籍が変わった（転入・転出・転居）	住所変更届	【G】

◎遠方の方は郵送による届出も可能です。郵送の場合は、内容の確認事項がありますので、事前に下記まで、お問い合せ願います。

申請様式は、南相馬市ホームページの「墓地」から検索し、印刷可能です。

窓口または郵送にて、申請様式をご希望の方は、お申し出ください。

事務担当：市民生活部 生活環境課 環境保全係　電話番号 ０２４４-２４-５２３１

手続き内容

［A］「**使用権承継申請**」　（墓地使用者が亡くなった、生前に子どもに託したいなど）

申請できる者	① **親族**（親族間において承継申請について、理解されている事） ② 縁故者で祭祀を主宰する者
申請に必要な書類	① 市営墓地使用許可証、及び　本人確認書類の写し ② 承継者（申請者）の住民票抄本（本籍地が記載あるもの） ③ 承継者（申請者）の戸籍謄本 ④ 前使用者の戸籍（除籍）謄本、または　埋火葬許可証 ⑤ 許可証書換手数料（200 円） ⑥ その他（場合により前使用者との関係性が明らかな戸籍謄本等） **前使用者が生存している場合は、④が不要となり、上記に加え、** ⑦ **実印の押印**と⑧**印鑑登録証明書の添付**　が必要です。

※親族とは…　一　六親等内の血族
二　配偶者
三　三親等内の婚族　をいいます　（民法第 725 条）

［B］「**埋葬届出**」（使用区画に遺骨等を埋葬したい）

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 市営墓地使用許可証 ② 埋火葬許可証（死亡日に交付を受けたもの）または、 埋葬者の戸籍（除籍）謄本（死亡日のわかるもの）を取得。 ③ 「市営墓地埋~~（改）~~葬・~~分骨~~届出書」 ④ 本人確認書類の提示または写しの提出（例：代理提出、郵送提出）

［C］「改葬」（市営墓地から、または市営墓地へ改葬を行いたい）

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 市営墓地使用許可証 ② 改葬者の戸籍（除籍）謄本（死亡日のわかるもの） ③ 「埋葬証明書兼改葬許可申請書」 「市営墓地埋（改）葬・~~分骨~~届出書」 ④ 本人確認書類の提示または写しの提出（例：代理提出、郵送提出）

［D］「分骨届出」（市営墓地から他の墓地に遺骨等を分骨したい）

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 市営墓地使用許可証 ② 「埋葬証明書」「市営墓地~~埋（改）葬~~・分骨届出書」 ③ 改葬許可申請書 ④ 本人確認書類の提示または写しの提出（例：代理提出、郵送提出）

『改葬』と『分骨』の違い

「改葬」・・・埋葬した遺骨等を他の墓地や永代供養墓等に移すこと

「分骨」・・・埋葬した遺骨等の一部を他の墓地等に移すこと

［E］「一時使用許可申請」（墓石等の設置・改修、撤去を行う場合）

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 市営墓地一時使用許可申請書　（使用許可証提出は不要）

※　石材店からの提出も可能です。使用許可証の番号などは使用者本人が、ご記入ください。

［F］「使用場所返還届出」（市に使用区画を返還したい場合）

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 印鑑登録証明書 ② 市営墓地使用許可証 ③ 市営墓地使用場所返還届出書 ④ 市営墓地一時使用許可申請書（墓石等の撤去等がある場合） ⑤ 実印（登録されているもの）

［G］「住所等変更届」（住所・本籍が変わった（転入・転出・転居））

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 市営墓地使用者住所等変更届出書 ② 住民票または身分証明書（運転免許証等）の写し

◎市営墓地のご利用について

（1）墓地区画の使用にあたっては、隣接する使用者等に迷惑をかけないよう、除草など維持管理に努めてください。

（2）墓参の供物等を放置するとカラス等の糞や残物により、墓地が汚れてしまうため、速やかに後片付けをお願いします。供物やごみは自宅への持ち帰りにご協力ください。

（3）墓の花さしや茶碗等は、誤用、盗難等防止のため「○○家」と記入してください。
市営墓地に備え付けの桶と柄杓等は、元の場所に戻していただくようお願いします。